

2020年2月19日

国際協力機構

異議申立審査役

松下 和夫 様

金子 由芳 様

早瀬 隆司 様

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

代表理事 福田 健治

件名：ミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業のフォローアップについて

標記案件については、2014年6月2日に同SEZによる生計手段等への影響を懸念する住民3名から審査役に異議申立書が提出されました（受理日は同年6月6日）。審査役は予備調査及び本調査の後、同年11月に理事長に提出した「ミャンマー連邦共和国ティラワSEZ開発事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」（以下、報告書）のなかで、ガイドラインの不遵守は認められないと結論付けたものの、問題の改善に向けた幾つかの提言を行なっています。そして、同年12月、理事長から事業担当部署に対し、「審査役の報告書における提言等を真摯に受け止め、」事業担当部が示した対応方針を着実に実施するよう指示が出されました。

しかし、その後、5年以上が経過しましたが、生計回復に関しては、報告書の提言を踏まえた対応が十分かつ適切に実施されているとは言えない状況が依然として見られます。

報告書では、特に生計回復に関して、「PAPsが移転先の環境に慣れ、安定した生計回復手段を得るには時間を要するため、職業訓練等に加えて、環境変化を緩和する措置を講ずることが望まれる。例えば、希望するPAPsへの家庭菜園の提供や街路樹の植栽の計画等も含め、PAPsの意見を聞いた上でのきめ細やかな対応をJICAは支援することが望まれる。」との具体的な提言がなされていました。この提言内容も踏まえ、2017年には移転住宅地域の裏に同SEZの区域Aの影響住民に対し、共有地3エーカー（約1.2ヘクタール）がティラワSEZ管理委員会によって準備されたと理解しております。

しかし、区域Aの影響住民が、紆余曲折を経ながら策定した用途・方法を規定したガイドラインをようやく2018年にティラワSEZ管理委員会に提出した後も、今日まで同共有地は利用できぬ状態が続いています。1990年代前半に強制収用されるまで同地を利用していた農民（以下、旧農民）が、軍事政権下での補償が不十分であるとし、正当な補償が支払われるまで、影響住民の当該共有地の利用を認めないと主張しているためです。旧農民との衝突・対立

を避けたい区域 A の影響住民は、共有地を利用できる状態ではありません。住民は家計の負担を減らすべく、生計回復措置の一環としてすでに提供されているマイクロファイナンス・プログラムも活用しながら、同共有地で家庭菜園や家畜の飼育を行なうなどの収入向上計画を立ててきましたが、それも叶わぬままとなっています。

2019 年 11 月の JICA 事業担当部と当団体との会合では、同共有地 3 エーカーの使用権について、Scrutinizing Committee for Acquired Land での国家レベルの審査が行われている段階にあるが、いつ結果が出るかは不明であり、審査内容も非公開で把握していない旨のご説明がありました。直近の 2020 年 2 月 7 日には、業を煮やした区域 A の影響住民から、ミャンマー政府関係者や JICA 関係者に対し、同共有地に係る対応を迫る書簡も新たに提出されています（添付の書簡を参照）。

区域 A の影響住民が移転してから 6 年以上が経過しておりますが、このように、審査役の報告書の提言を踏まえた影響住民に対する生計回復措置は、依然として効果が十分に発揮されている状態にはありません。JICA は責任を持ってミャンマー政府を説得し、影響住民が旧農民との衝突・対立を恐れることなく、可及的速やかに共有地を利用することができるよう働きかけを続けるべきです。

審査役は、「理事長指示の実施状況の確認」を継続され、2018 年度の審査役年次報告書においても、「審査役の提言を受けて現地政府による取り組みが続けられている旨、報告を受けた。これを受けて、審査役は同日に JICA 理事長と面談し、理事長に対して、現地政府への適切な働きかけを継続するよう、助言を行った。」と報告されています。しかしながら、審査役が提言の実施の状況・効果をどこまで具体的に把握され、どのような点において現地政府への働きかけの継続を理事長に助言されたのかは定かではありません。

持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を謳う JICA にとって、本事業のような直接の影響住民の貧困問題の解決は、最重要課題であると理解しております。審査役におかれましては、生計回復に係る審査役の提言に基づく対応が十分かつ適切に実施されるよう、引き続き本件の情報収集・状況確認と理事への提言をお願いすると共に、2019 年度の異議申立審査役年次活動報告書を含め、市民社会に対するより具体的なご説明をいただけますようお願い致します。

Cc : 国際協力機構 理事長 北岡 伸一 様

連絡先:

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

(担当: 木口、遠藤)

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039